

滋賀県食品衛生法等施行細則

昭和47年12月1日滋賀県規則第82号

改正

昭和62年6月15日規則第35号  
昭和63年3月7日規則第5号  
平成3年4月1日規則第29号  
平成3年11月30日規則第64号  
平成6年3月31日規則第17号  
平成7年11月24日規則第85号  
平成9年3月31日規則第14号  
平成10年10月1日規則第61号  
平成12年3月31日規則第59号  
平成13年10月26日規則第105号  
平成16年4月21日規則第36号  
平成17年3月31日規則第24号  
平成17年4月1日規則第32号  
平成21年4月1日規則第18号

〔滋賀県食品衛生法施行細則〕をここに公布する。

滋賀県食品衛生法等施行細則

一部改正〔平成12年規則59号〕

滋賀県食品衛生法施行細則（昭和33年滋賀県規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「省令」という。）および滋賀県食品衛生基準条例（平成12年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成12年規則59号〕

（へい死した獣畜または家きんの肉等の検査員）

第2条 法第9条第1項ただし書に規定する当該職員は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員または食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第39条第1項の職員とする。

一部改正〔平成3年規則64号・16年36号〕

（検査命令書）

第3条 政令第5条第1項の検査命令書は、検査命令書（別記様式第4号）によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

（検査申請書）

第4条 政令第5条第2項の申請書は、検査申請書（別記様式第5号）によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成16年36号〕

(公衆衛生上の措置の基準の細目)

第5条 条例第3条第3項に規定する同条第1項の基準の細目は、自動車営業および特定簡易営業である場合であつて、営業の用に供する食品の加工または調理をあらかじめ行うときは、専用の営業施設を使用することとする。

全部改正〔平成12年規則59号・21年18号〕

(調理等の方法が軽易な食品)

第6条 条例別表第3第2の1の項の調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、煮物、焼物その他の飲食に供する直前に加熱調理する食品とする。

2 条例別表第3第2の2の項および別表第5第2の1の項の製造および加工の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、焼菓子その他の販売に供する直前に加熱処理する食品であつて、その製造および加工の方法が簡易な操作によるものとする。

3 条例別表第5第2の1の項の調理の方法が軽易な食品で規則で定めるものは、煮物、焼物その他の飲食に供する直前に加熱調理する食品であつて、その調理の方法が簡易なものとする。

全部改正〔平成12年規則59号・21年18号〕

(営業許可申請書)

第7条 規則第67条第1項および第2項の申請書は、営業許可申請書(新規・継続)(別記様式第6号)によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成9年14号・16年36号〕

(承継届出書)

第7条の2 規則第68条第1項の届出書は、承継届出書(相続)(別記様式第7号)によるものとする。

2 規則第69条第1項および第70条第1項の届出書は、承継届出書(合併・分割)(別記様式第7号の2)によるものとする。

追加〔平成7年規則85号〕、一部改正〔平成9年規則14号・13年105号・16年36号〕

(許可証の掲示)

第8条 法第52条第1項の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)は、営業を行うときは、許可証を営業施設内の場所であつて外来者から見やすい位置に掲示するものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

(取扱種目の変更の届出)

第9条 許可営業者は、次に掲げる営業の取扱種目の区分について、第7条の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(1) 飲食店営業では、仕出し屋または弁当屋の区分およびその他の区分

(2) あん類製造業では、あん製造およびほしあん製造の区分

(3) アイスクリーム類製造業では、アイスクリーム類製造、ソフトクリーム製造および氷菓製造の区分

(4) 乳製品製造業では、発酵乳製造、乳飲料製造またはクリーム製造の区分およびその他の区分

- (5) 食品の冷凍または冷蔵業では、食品冷凍、食品冷蔵および冷凍食品製造の区分
  - (6) 醬(しょう)油製造業では、醬(しょう)油製造およびアミノ酸醬(しょう)油製造の区分
  - (7) めん類製造業では、生めん製造および乾めん製造の区分
  - (8) 缶詰または瓶詰食品製造業では、缶詰食品製造および瓶詰食品製造の区分
  - (9) 食肉処理業では、鳥肉および獣肉の区分
  - (10) 食肉販売業では、鳥肉および獣肉の区分
- 一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

(申請事項の変更の届出)

第10条 規則第71条の規定による申請事項の変更の届出は、営業許可申請事項変更届(別記様式第8号)を提出することにより行うものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成16年36号〕

(休業等届出)

第11条 許可営業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、本人(法人にあつては、その代表者または清算人)または配偶者その他同居の親族は、その旨を15日以内に知事に届け出なければならない。

- (1) 廃業したとき。
- (2) 本人が死亡(法人にあつては、解散)または所在不明となつたとき。
- (3) 30日以上休業しようとするとき、または30日以上休業している者で復業しようとするとき。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号〕

(監視指導施設の報告)

第12条 次に掲げる営業および施設の経営者または管理者は、業務を開始した日から10日以内に業務開始報告書(別記様式第9号)を営業の施設等の所在地を管轄する保健所の長(以下「保健所長」という。)に提出するものとする。

- (1) 法第4条第7項に規定する営業(政令第35条各号に掲げる営業を除く。)
- (2) 規則第78条各号に掲げるおもちゃの製造業または販売業
- (3) 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定または多数の者に食品を供与する場合における当該施設

2 前項の規定による提出をした者は、業務を行わなくなつたときは、その旨を15日以内に保健所長に報告するものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成12年59号・16年36号〕

(食品衛生管理者設置届)

第13条 規則第49条第1項の届書は、食品衛生管理者設置(変更)届(別記様式第10号)によるものとする。

一部改正〔昭和62年規則35号・平成16年36号〕

(食品衛生責任者設置の報告)

第14条 許可営業者は、条例別表第1第2の2の項第1号の食品衛生責任者を置いたときまたは変更したときは、速やかに食品衛生責任者設置(変更)報告書(別記様式第11号)を保健所長に提出するものとする。

全部改正〔平成21年規則第18号号〕

(乳牛等の疾病等の届出)

第15条 乳搾取業者は、搾乳の用に供する牛または山羊が省令別表の1法第9条第1項に規定する厚生労働省令で定める場合の部に掲げる疾病にかかり、もしくはその疑いがあり、または同部に掲げる異常があるときは、速やかに、その旨を保健所長に届け出なければならない。

全部改正〔平成16年規則36号〕

付 則

- 1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に法第21条の規定により許可を受けて営業している施設については、この規則による改正前の滋賀県食品衛生法施行細則（昭和33年滋賀県規則第4号。以下「旧規則」という。）第12条の規定は、昭和49年3月31日までの間、なおその効力を有し、この規則第11条の規定は、同日まで適用しない。
- 3 旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則にそれぞれ相当する規定がある場合は、この規則によりなされたものとみなす。
- 4 この規則の規定により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

付 則（昭和62年規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の滋賀県食品衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（昭和63年規則第5号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成3年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年規則第64号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条、第12条、第15条および次項（滋賀県食品衛生法施行細則（昭和47年滋賀県規則第82号）第2条の改正規定に限る。）の規定は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成6年規則第17号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、平成7年3月31日までの間は、これを使用することができる。

付 則（平成7年規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年規則第14号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県食品衛生法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

付 則（平成10年規則第61号）

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成12年規則第59号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第9号に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成13年規則第105号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現にある第1条から第8条までの規定による改正前のそれぞれの規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成16年規則第36号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県食品衛生法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成17年規則第24号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成17年規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

付 則（平成21年規則第18号）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定、別表第2を削る改正規定および別記様式第5号から別記様式第10号までの改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

